三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中田九八一、字城平四六六〇の一・四六六四・四六七一・四六七二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市吉田町西浦字久保山三三五の二、三八一の二、三八三、三八五、三九三の二、三九三の五から三九三の七まで、四〇〇、四〇一、四〇九の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字伏谷字大畠五二一の一、五二二の一、五二二の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大畠五二一の一・五二二の一・五二二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県久留米市草野町吉木字長岩二七三〇の一六、字唐谷二七三二の二〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宮若市三ケ畑字アガキ一六の六から一六の八まで、一七の八、一九、二一の四、二三の六から二三の一〇まで、二四の三、湯原字山ノ口二三四五の九から二三四五の一二まで、二三六七の二（次の図に示す部分に限る。）、二三六七の四、二三六七の六（次の図に示す部分に限る。）、二三六七の七、二三六八の三（次の図に示す部分に限る。）、二三六八の五、二三六八の六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県古賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市西川字カツロウ四八一の一八五・四八一の一八六（以上二筆国有林）、四八一の六七（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市河辺町河都一五九一・一五九八から一六〇一まで・一六〇六・一六〇九・河辺町三嶋一七〇四から一七〇六まで（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、喜多郡内子町川中二四四一の四（国有林）、二四四二から二四四三まで、二四四八、二四五〇から二四五三まで、二四五四の一、大瀬東二八四二、二九九三、二九九四、二九九四の四、大瀬中央一五〇四、大瀬南五三三〇から五三三三まで、五五四三から五五五一まで、五五五三、五五七一、五五七二、大洲市河辺町山鳥坂六一七、六一八の一、六一八の二、六一九、六二〇の一、六二一の一、六二一の二、六二二の一、六二七の二、六二八の一、八四一一、八四二の一、八四三の一、河辺町三嶋一八、一九、二一、二五から二八まで、三〇から四一まで、四九、一六七から一七四まで、二一七、二二三から二四一まで、四一六から四二〇まで、四二三、一七〇七、河辺町北平四〇、四五から五一まで、六五から六七まで、河辺町川上一六七八、一六七九、一六八三、一六八八から一七〇三まで、河辺町河都一五七八、一五八五、一五九三、一五九五から一五九七まで、一六〇二から一六〇五まで、一六〇七、一六〇八、一六一〇、一六一一、河辺町植松一五七〇、一五八八から一五九四まで、一五九八、一六〇〇から一六一〇まで、一六一二から一六一五まで、一六一九、豊茂丙七、丁一三一、丁一三六から丁一三九まで、丁一四一、丁一四二の一、丁一四二の三、丁一四三、丁一四四の一、丁一四六の二、丁一四七、丁一四八、丁一四九の六